

津山市立向陽小学校 いじめ問題対策基本方針

平成30年 12月

めざす子ども像

「よく考える子」「助け合う子」「元気な子」

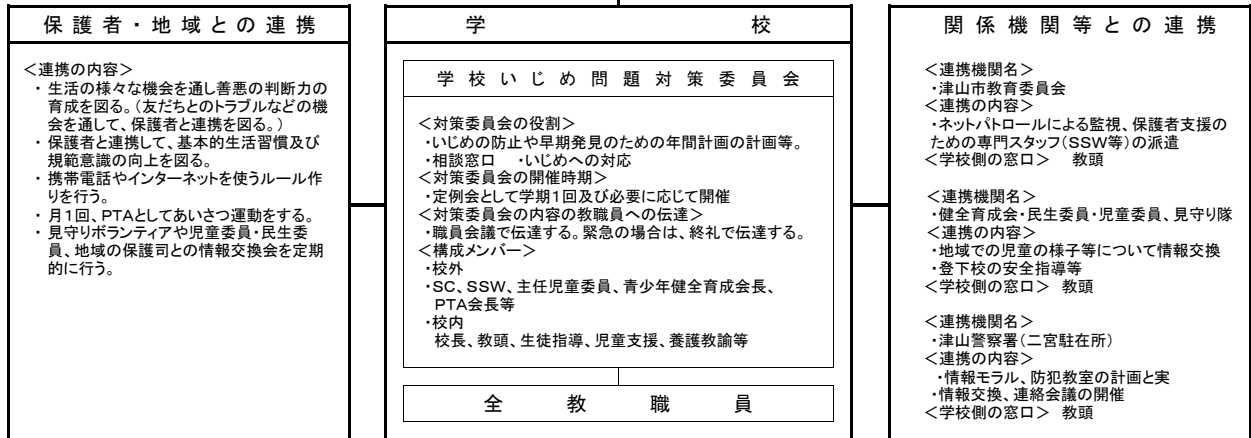
- ・命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子
- ・自他の大切さを認め合い、高め合い支え合うことができる子

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめの定義「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

<重点となる取組>

- ・いじめの未然防止
- ・早期発見
- ・いじめへの対処



学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの未然防止	<p>◎いじめを許さない態度・能力の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の訴える力の育成や、見て見ぬ振りせず互いに支え合う風土を培う。 ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育、及び体験活動等の充実を図る。 「いじめについて考える週間」を中心として、児童会活動や学級活動等において、いじめをしない・させない・放置しない取り組みを実施する。 「ちくちく言葉ゼロキャンペーン」等を実施することにより、いじめについて主体的に考える機会を設ける。 ・インターネット等を通じたいじめに対処するため、小学校低学年から情報モラルについての啓発と指導を行う。 ・全校朝の会での校長講話、生徒指導担当による話。 <p>◎学校の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題や人権に関する研修の充実。（配慮が必要な児童への対応） ・発達障害を含む障害のある児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童、性同一性障害、震災により被災した児童等については、日常的な支援を行い、積極的に研修を実施する。 ・教育相談の充実。 ・Q-U等心理検査やアンケート調査の実施と結果の積極的活用。 ・職員会議・ケース会等での情報交換。
② 早期発見	<p>◎実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。 児童のスマホ・ネット、ゲーム利用実態を積極的に把握する。 <p>◎相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談室や保健室の利用、電話での相談窓口について周知を図る。 <p>◎日常的な観察</p> <ul style="list-style-type: none"> 休み時間や放課後の児童との会話の中で様子を観察したり、連絡帳や生活ノートなどを通して、交友関係や悩み等の把握に努める。 <p>◎家庭への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見のためのポイントを載せたパンフレット等を作成・配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 「いじめ問題対策基本方針」を学校HPに掲載・配布。
③ いじめへの対処	<p>◎いじめの発見・通報を受けたときの対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①相談・通報があった場合は、真摯に傾聴する。また、発見や通報を受けた職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を伝える。 ②対策委員会は、該当児童から事情を聞き取り、いじめの事実確認を怠らないで行う。 ③事実を被害・加害児童の保護者に連絡し、協力を得るとともに、学校の設置者に報告し指示を仰ぐ。 ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。 <p>◎いじめられた児童とその保護者への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ①徹底して守り通すことや秘密を守ることができ、できる限り不安を除去するなどいじめられた児童の安全を確保する。 ②状況に応じて、心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。 ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。 <p>◎いじめた児童への指導とその保護者への助言</p> <ol style="list-style-type: none"> ①いじめた児童に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ②事実関係を保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。 <p>◎ネット上のいじめへの対応</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ネット上のトラブルの早期発見に努めるとともに、名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は、直ちにプロバイダに対して速やかに削除を求める。 ②情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもインターネットや携帯電話の使用について、ルールを設けるなど協力を求める。 ③ネット上のいじめとその対処法に関する職員研修を行う。 <p>◎いじめの解消について</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの解消については、行為が3ヶ月以上止んでいること、及び本人や保護者に心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等で確認し判断する。